

保 医 発 0401 第 1 号
令 和 7 年 4 月 1 日

地方厚生（支）局保険主管課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

様

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準
の一部を改正する件（情報提供）

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部について、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和7年こども家庭庁・厚生労働省告示第5号）をもって改正された（別添参照）ので、関係者に対し周知徹底を図られたい。